

国立大学法人長崎大学と佐世保市との包括連携に関する協定書

国立大学法人長崎大学（以下「甲」という。）と佐世保市（以下「乙」という。）は、相互の連携・協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互の資源を活用した連携・協力事業を推進することで、教育及び研究機能の向上、地域社会の発展、地域産業の振興並びに人材の育成・交流に寄与することを目的とする。

（連携・協力事業の推進）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、連携・協力の上、推進するものとする。

- (1) 教育・研究に対する支援・協力に関すること
- (2) 地域社会の発展・地域産業の振興の取組に関すること
- (3) 人材の受入、育成に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本協定の目的を達成するために必要な事項

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる連携・協力事項に関する連携・協力事業を効果的に実施するため、連絡調整に関する担当部署を定めるとともに、定期的に協議を行うものとする。また、連携・協力事業の具体的な内容については、甲及び乙の合意の上、決定する。

3 第1項各号に掲げる事項の円滑な推進を図るために、必要に応じ個別の覚書を締結するものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく活動により相手方から知り得た秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第4条 本協定は、協定締結の日から発効し、甲又は乙のいずれかの申出に基づき、解消の合意が成立したときに終了する。

（協議）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定める。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和 4年 3月 9日

（甲）長崎県長崎市文教町1番14号

国立大学法人長崎大学

学長

（乙）佐世保市八幡町1番10号

佐世保市

市長